

# 3章

## 貸金業法3条・4条施行に関する アンケート調査結果について

### 1 アンケート調査概要

#### 1 調査目的

本調査は、当協会協会員へのアンケート調査を実施し、貸金業法の3条施行・4条施行に係る準備状況等の実態を把握し、協会員各社の業務運営の適正化および必要な対応等を検討することを目的とした。

#### 2 調査手法

平成20年4月21日時点で、協会に加盟している協会員に対し郵送アンケートを実施。

調査対象	日本貸金業協会員各社 計3,700（平成20年4月21日現在）
調査票回収数	2,391社（回収率64.6%）・うち有効回答数2,387社
調査方法	郵送調査法
調査期間	平成20年5月9日～5月21日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部

### ③ 標本構成（集計・分析対象）

集計・分析対象の概要は以下の通りである。

(n=2,387)

	残高規模	協会員数		回答あり	
			構成比		構成比
貸 付 残 高	残高0	450	12.2%	194	8.6%
	1円超～5千万円	1,352	36.5%	769	34.1%
	5千万円超～1億円	446	12.1%	279	12.4%
	1億円超～5億円	704	19.0%	433	19.2%
	5億円超～10億円	219	5.9%	151	6.7%
	10億円超～100億円	388	10.5%	319	14.1%
	100億円超～500億円	70	1.9%	59	2.6%
	500億円超～1,000億円	26	0.7%	16	0.7%
	1,000億円超～5,000億円	33	0.9%	27	1.2%
	5,000億円超	12	0.3%	11	0.5%
			3,700	100%	2,258

(残高規模未回答=129/2,387)

### ④ 調査分析における留意事項

- 「協会員数」3,700社の貸付残高区分別内訳数については、該当会社の昨年度中の申告残高をベースに分類、「回答あり」の内訳数は本アンケートにおける申告残高で分類している。
- 設問によって、回答の対象となる標本数（n）は異なる。

## 2 業務の状況について

アンケートの冒頭では、各社の規模として貸付残高と、各社の業態区分についてヒアリングを行った。回答の結果は以下の通りである。

### 1 貸付残高<sup>(注)</sup>の状況

- 残高規模別の業者数では5千万円以下の構成比が全体の34.1%と最も多い。また、法人・個人の別で見ると、個人業者では5千万円以下が3分の2（67.5%）、法人業者では1億円超～5億円の構成比が24%となっている。
- 参考として、個人向け貸付残高のみの残高規模で見ると、法人、個人業者とも5千万円以下が最も多い。

(注) 貸付残高は決算期末時点の貸金業法に係る貸付残高

図表3-1 貸付残高規模別業者数

(n=2,387)

	残高規模	合計	構成比	法人	構成比	個人	構成比
貸付残高	残高0	194	8.6%	139	9.2%	55	7.3%
	1円超～5千万円	769	34.1%	261	17.3%	508	67.5%
	5千万円超～1億円	279	12.4%	175	11.6%	104	13.8%
	1億円超～5億円	433	19.2%	361	24.0%	72	9.6%
	5億円超～10億円	151	6.7%	139	9.2%	12	1.6%
	10億円超～100億円	319	14.1%	317	21.1%	2	0.3%
	100億円超～500億円	59	2.6%	59	3.9%	0	0.0%
	500億円超～1,000億円	16	0.7%	16	1.1%	0	0.0%
	1,000億円超～5,000億円	27	1.2%	27	1.8%	0	0.0%
	5,000億円超	11	0.5%	11	0.7%	0	0.0%
	合計	2,258	100%	1,505	100%	753	100%

(未回答 n=129)

図表3-2 〈参考〉個人向け貸付残高別業者数

(n=2,387)

	残高規模	合計		法人		個人	
		合計	構成比	構成比	構成比		
貸付残高	残高0	448	19.84%	353	23.46%	95	12.62%
	1円超～5千万円	839	37.16%	329	21.86%	510	67.73%
	5千万円超～1億円	243	10.76%	158	10.50%	85	11.29%
	1億円超～5億円	326	14.44%	272	18.07%	54	7.17%
	5億円超～10億円	100	4.43%	92	6.11%	8	1.06%
	10億円超～100億円	220	9.74%	219	14.55%	1	0.13%
	100億円超～500億円	43	1.90%	43	2.86%	0	0.00%
	500億円超～1,000億円	10	0.44%	10	0.66%	0	0.00%
	1,000億円超～5,000億円	20	0.89%	20	1.33%	0	0.00%
	5,000億円超	9	0.4%	9	0.6%	0	0.00%
	合計	2,258	100%	1,505	100%	753	100%

(未回答 n=129)

## 2 業態区分の状況

業態別の業者数は、消費者向無担保貸金業者が全体の46.4%、ついで事業者向貸金業者が20.1%となっている。

図表3-3 業態区分の状況

(n=2,387)

	業態区分	社数	
		社数	構成比
①	消費者向無担保貸金業者	999	46.4%
②	消費者向有担保貸金業者	153	7.1%
③	消費者向住宅向貸金業者	46	2.1%
④	事業者向貸金業者	434	20.1%
⑤	手形割引業者	86	4.0%
⑥	クレジットカード会社	174	8.1%
⑦	信販会社	67	3.1%
⑧	流通・メーカー系会社	36	1.7%
⑨	建設・不動産業者	50	2.3%
⑩	質屋	6	0.3%
⑪	リース会社	39	1.8%
⑫	日賦貸金業者	64	3.0%
	合計	2,154	100%

(未回答 n=311)

# 3

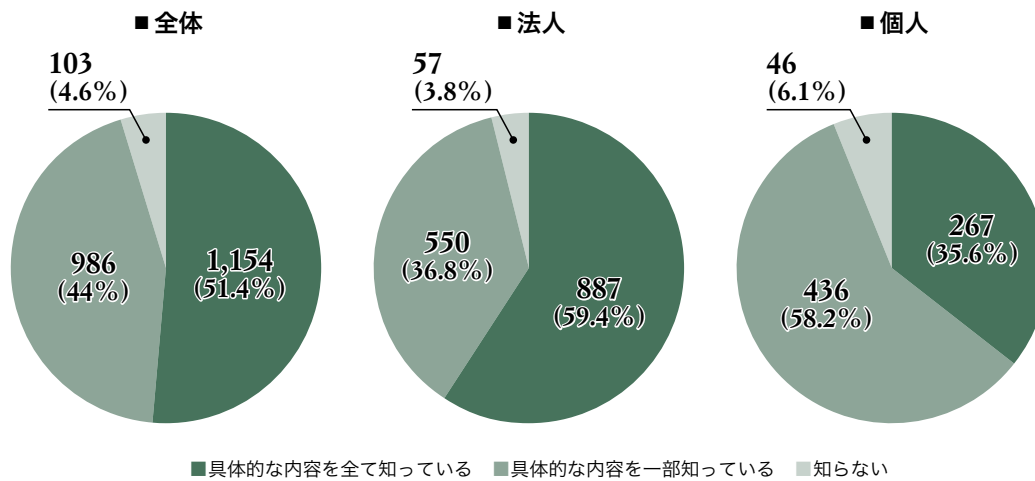
## 3条施行・4条施行の具体的内容について

改正貸金業法3条・4条施行の認知度ならびに、具体的改正項目等に関するヒアリングの回答結果は、次のとおりである。

### 1 3条施行・4条施行の内容に関する認知状況

- 3条・4条施行の内容に関しては、95%程度が「知っている」と回答。うち50%程度がその内容を「全て知っている」と回答しており、「知らない」と回答した事業者は、5%程度に留まった。

図表3-4 3条・4条施行の認知状況



(n=2,387)

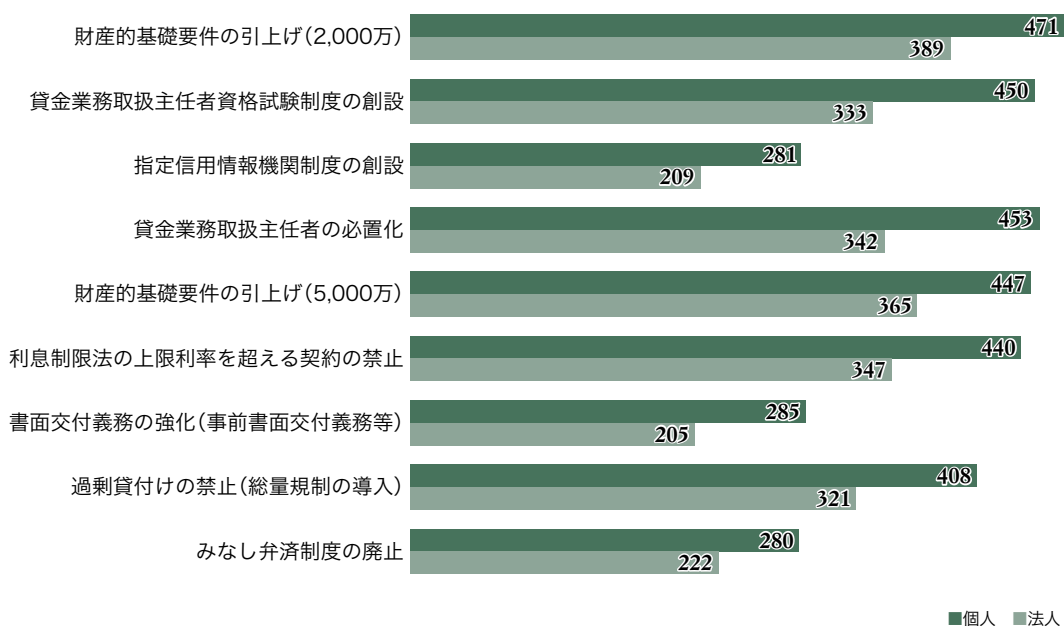
	合計		法人		個人	
	数	構成比	数	構成比	数	構成比
①具体的な内容を全て知っている	1,154	51.4%	887	59.4%	267	35.6%
②具体的な内容を一部知っている	986	44.0%	550	36.8%	436	58.2%
③知らない	103	4.6%	57	3.8%	46	6.1%
合計	2,243	100%	1,494	100%	749	100.0%

(未回答 n=144)

## 2 改正内容の項目別認知状況

- 前記設問にて、「②具体的な内容を一部知っている」と回答した協会員に対し、改正内容のいずれの項目について「知っている」のかヒアリング。
- 内容を「一部知っている」と回答した事業者による具体的内容については、「財産的基礎要件の引上げ（2,000万円）」が相対的に認知度が最も高い結果となった。
- 3条施行における「指定信用情報機関制度の創設」と、4条施行における「書面交付義務の強化」は、相対的に認知度が低い結果となった。

図表3-5 改正内容の項目別認知状況



(n=986)

		合計/986	法人/550	個人/436
3条施行	財産的基礎要件の引上げ（2,000万）	860	471	389
	貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設	783	450	333
	指定信用情報機関制度の創設	490	281	209
4条施行	貸金業務取扱主任者の必置化	795	453	342
	財産的基礎要件の引上げ（5,000万）	812	447	365
	利息制限法の上限利率を超える契約の禁止	787	440	347
	書面交付義務の強化（事前書面交付義務等）	490	285	205
	過剰貸付けの禁止（総量規制の導入）	729	408	321
	みなし弁済制度の廃止	502	280	222

# 4

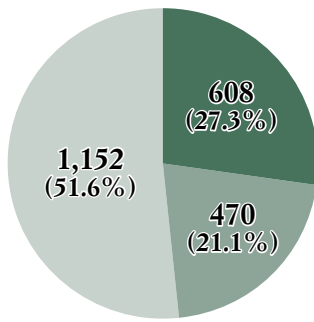
## 財産的基礎要件引上げについて

財産的基礎要件の引上げに関して、現在の純資産額の状況、今後の対応予定、対応の際の具体策についてヒアリングを行った。回答結果は、次のとおりである。

### 1 現状の純資産額について

- 現状で4条施行が求める財産的基礎要件をクリアしている業者は1,152社、51.6%となっており、1,078社、48.4%は4条施行までに対応が求められている。  
(3条施行までに608件、27.3%、4条施行までに470件、21.1%)

図表3-6 現状の純資産額



- 3条施行時対応要業者 [～2,000万円未満]
- 4条施行時対応要業者 [2,000万円～5,000万円未満]
- 対応不要業者

(n=2,387)

	合計		法人		個人	
	業者数	構成比	業者数	構成比	業者数	構成比
～2,000万円未満 (3条施行での対応が迫られる業者数)	608	27.3%	347	23.3%	261	35.0%
2,000万円～5,000万円未満 (4条施行での対応が迫られる業者数)	470	21.1%	203	13.7%	267	35.8%
5,000万円以上 (対応が必要のない業者数)	1,152	51.6%	935	63.0%	217	29.1%
合計	2,230	100%	1,485	100%	745	100%

(未回答 n=157)

## 2 今後の対応方針について

- 3条施行時に対応が求められる業者（現純資産額 2,000 万円未満）および 4条施行時に対応が求められる業者（現純資産額 2,000 万円～ 5,000 万円未満）には、今後の対応方針のヒアリングを行った。
- 財産的基礎要件上に対応が必要でありながら、最終的に対応予定なしとしている事業者は、3条施行時で 163 社、4条施行時で 355 社（180 + 175）、合計で 518 社。

図表3-7 現純資産額2,000万円未満

(n=608)

	合計 (608)	法人 (347)	個人 (261)
3条施行時、4条施行時に段階的に対応（増資等）予定	245	160	85
3条施行時には対応（増資等）するが、4条施行時には対応予定なし	175	92	83
3条施行時に対応（増資等）する予定はない	163	82	81

(未回答 n=25)

図表3-8 現純資産額2,000万円～5,000万円未満

(n=470)

	合計 (470)	法人 (203)	個人 (267)
3条施行時、4条施行時に段階的に対応（増資等）予定	233	119	114
3条施行時には対応（増資等）するが、4条施行時には対応予定なし	180	62	118

(未回答 n=57)



### 3 具体的に検討している対応方法

- 財産的基礎要件充足への具体的対応策について自由記入方式で回答を聴取したところ、「増資を行う」との回答が最も多かったが、その具体的手法等について言及した回答は少なかった。

図表3-9 フリー記載欄における具体的対応策

(n=297)

分類	主な内容	割合 (%)
増資等	● 第三者割当増資を検討 ● 現物出資による増資を検討	46.1%
借入等	● 銀行等への融資の申込みを検討 ● 親族、知人等への借入れを検討 ● 借入金の債権放棄をお願いする	7.1%
営業等	● 消費者無担保貸付以外に有担保貸付・事業者向貸付等に力を入れて貸付残高を増やすことを検討 ● 新規顧客を開拓する	5.4%
資産処分	● 個人所有の不動産を資産として出すことを検討	10.1%
廃業	● 施行後は、廃業を予定している	5.1%
経費等	● 共同出資等により個人事業から法人事業への転換を検討 ● 経費を削減する	4.4%
その他 (要望等)	● 具体的な方法が見つからない ● 協会から具体的な対応等について、ご指導を頂きたい	12.8%

(注) 割合 (%) は、回答のあった協会員数 (n = 297) に対するもの

図表3-10 〈参考〉フリー記載欄に回答した協会員の業態区分・残高規模

(n=297)

業態区分		合計		個人	法人	残高規模 (億円)		
		件数	構成比			0-100	100-500	500
						未満	未満	以上
業態区分	消費者向無担保貸金業者	133	44.8%	67	66	66	0	0
	消費者向有担保貸金業者	26	8.8%	5	21	21	0	0
	消費者向住宅向貸金業者	5	1.7%	0	5	5	0	0
	事業者向貸金業者	63	21.2%	12	51	51	0	0
	手形割引業者	18	6.1%	4	14	14	0	0
	クレジットカード会社	2	0.7%	0	2	2	0	0
	信販会社	2	0.7%	0	2	2	0	0
	流通・メーカー系会社	4	1.3%	0	4	4	0	0
	建設・不動産業者	4	1.3%	0	4	4	0	0
	質屋	0	0.0%	0	0	0	0	0
	リース会社	2	0.7%	0	2	2	0	0
	日賦貸金業者	16	5.4%	10	6	6	0	0
	不明 (未回答・他)	22	7.4%	14	8	8	0	0
		合計	297	100.0%	112	185	185	0

# 5

## 貸金業務取扱主任者資格試験制度について

新たな貸金業務取扱主任者資格試験制度等に関するヒアリングの回答結果は、次の通りである。

### 1 要配置人員数と受験予定者数見込み

- 4条施行後に配置が必要となる主任者資格保有者（見込み）は、12,587名であった。
- それに対し、3条施行から4条施行までの1年間の受験者延べ人数（見込み）は、26,697人であり、必要人員確保のために約2倍の社員を受験させる傾向である。
- なお、受験予定者数が要配置人数を下回る回答が相当数存在し、あらためて試験を受ける必要はないとの誤解があることも推測される。

図表3-11 要配置人員数と受験予定者数見込み（延べ数）

	合計	個人	法人	残高規模（億円）		
				0-100未満	100-500未満	500以上
				①現在の貸金業務取扱主任者研修受講済みの在籍人数	30,916	984
②4条施行以降配置を要する主任者資格保有者	12,587	771	11,816	4,565	735	6,516
③3条施行～4条施行の間に受験させる予定人数	26,697	814	25,883	7,111	1,904	16,868

図表3-12 要配置人員数と受験予定者数見込み（1社あたり平均）

	合計	個人	法人	残高規模（億円）		
				0-100未満	100-500未満	500以上
				①現在の貸金業務取扱主任者研修受講済みの在籍人数	14 (平均人数)	1
②4条施行以降配置を要する主任者資格保有者	6 (平均人数)	1	8	3	12	121
③3条施行～4条施行の間に受験させる予定人数	12 (平均人数)	1	17	5	32	312

図表3-13 〈参考〉受験予定者数が要配置人数を下回る回答

	合計	個人	法人	残高規模（億円）		
				0-100 未満	100-500 未満	500 以上
				本項設問にて、 「②の回答数 $\geq$ ③の回答数」 と回答のあった業者数	1,527	651

## 2 開催地別見込受験者数

- 受験希望地を聴取したところ、東京、大阪、福岡、名古屋の大都市圏に受験希望が集中している結果となった。

図表3-14 開催地別見込受験者数

受験地	見込人数	受験地	見込人数
札幌	1,275	広島	1,166
仙台	1,577	高松	901
東京	11,267	熊本	609
名古屋	2,109	福岡	2,693
金沢	502	沖縄	627
大阪	5,288	合計	28,014

(注) 延べ数の③受験予定人数合計 26,697 人に対し、本設問における合計 28,014 人が上回っている結果については、希望受験地として複数の受験地を重複回答していることなどが主な原因となっている。

## 6 指定信用情報機関制度について

指定信用情報機関への加入状況および今後の対応方針に関するヒアリングの回答結果は、次の通りである。

### 1 加入の状況

- 加入率は48.8%であり、4条施行までに51.2%（1,123社）が対応を迫られる。
- 加入率を法人・個人別に見ると、法人では概ね60%、個人では30%と大きく差異が生じている。
- 企業規模に比例して加入率も上昇傾向となっている。
- 現状における利用信用機関は、JICが最も多く、以下CIC、テラネットと続く。
- 単独の情報機関を利用している協会員は67.6%、複数の情報機関を併用している協会員は32.4%である。

図表3-15 信用情報機関への加入率

(n=2,387)

	加入していない		加入している		加入率 (%)
	数	構成比	数	構成比	
全体	1,123	100.0%	1,070	100.0%	48.8%
個人	504	44.9%	232	21.7%	31.5%
法人	619	55.1%	838	78.3%	57.5%
残高0	102	9.1%	33	3.1%	24.4%
1円超～5千万円	163	14.5%	94	8.8%	36.6%
5千万円超～1億円	90	8.0%	83	7.8%	48.0%
1億円超～5億円	130	11.6%	218	20.4%	62.6%
5億円超～10億円	44	3.9%	90	8.4%	67.2%
10億円超～100億円	72	6.4%	232	21.7%	76.3%
100億円超～500億円	13	1.2%	40	3.7%	75.5%
500億円超～1,000億円	2	0.2%	14	1.3%	87.5%
1,000億円超～5,000億円	3	0.3%	24	2.2%	88.9%
5,000億円超	0	0.0%	10	0.9%	100.0%

(未回答 n=194)

(注) テラネットは、JIC（全情連）から、2009年4月に全事業を承継した上で、社名を（株）日本信用情報機構とすることを公表している他、2008年4月にはCCBとの経営統合を視野に入れた戦略的提携についても公表を行っている。（2009年2月現在）

図表3-16 〈参考〉「加入していない」と回答した協会の業態区分・残高規模

(n=1,123)

業 態 区 分		合計	個人	法人	残高規模 (億円)		
					0-100 未満	100-500 未満	500 以上
					消費者向無担保貸金業者	482	335
消費者向有担保貸金業者	88	33	55	55	0	0	
消費者向住宅向貸金業者	26	0	26	24	1	1	
事業者向貸金業者	291	56	235	223	9	3	
手形割引業者	45	12	33	32	1	0	
クレジットカード会社	4	0	4	4	0	0	
信販会社	7	0	7	6	1	0	
流通・メーカー系会社	1	0	1	1	0	0	
建設・不動産業者	41	2	39	39	0	0	
質屋	5	0	5	5	0	0	
リース会社	27	0	27	27	0	0	
日賦貸金業者	31	24	7	7	0	0	
不明	75	42	33	33	0	0	
合計	1,123	504	619	601	13	5	

(注) 個人向け貸付残高のない事業者も n に含まれる。

図表3-17 「加入している」と回答した協会の信用情報機関別の加入状況

(n=1,070)

	(n)	現在加入している信用情報機関				
		JIC	CIC	CCB	テラネット	KSC
加入社数	1,070	665	354	207	293	142
消費者向無担保貸金業者	490	397	53	28	115	23
消費者向有担保貸金業者	61	49	5	2	12	3
消費者向住宅向貸金業者	19	5	10	6	1	2
事業者向貸金業者	133	105	21	9	34	19
手形割引業者	38	29	5	2	10	2
クレジットカード会社	161	16	161	118	79	89
信販会社	56	19	53	22	18	0
流通・メーカー系会社	34	10	31	12	13	0
建設・不動産業者	9	5	1	3	0	0
質屋	1	1	0	0	0	0
リース会社	11	0	10	4	5	0
日賦貸金業者	32	25	4	1	6	4
不明	25	4	0	0	0	0

(注) 重複回答があるため、n は一致しない

図表3-18 「加入している」協会の重複加入状況

(n=1,070)

	合計	個人	法人	残高規模 (億円)		
				0-100未満	100-500未満	500以上
				5つの機関に加入している	9	3
4つの機関に加入している	73	4	69	57	5	7
3つの機関に加入している	103	7	96	75	8	13
2つの機関に加入している	156	8	148	116	13	19
1つの機関に加入している	709	200	509	487	14	8

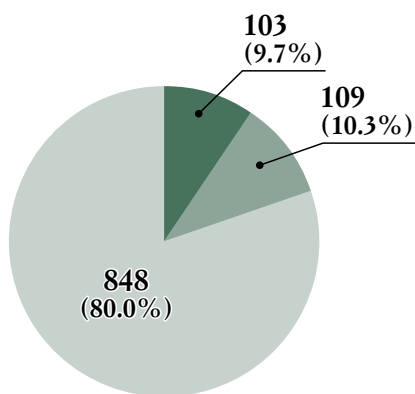
(未回答 n=20)

## 2 利用の状況

- 情報機関の利用方法としては、約80%の業者は専用端末を利用しており、10%が自社システム対応、10%が系列会社のシステムを利用している。
- 現在、信用情報機関のいずれかを利用している協会のうち、「自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会をしている」割合は、9.3% (法人100社/1,070社) となっている。

図表3-19 「加入している」協会の利用方法

(n=1,070)



- 自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会している
- 系列会社のシステムを利用している
- 信用情報機関の専用端末を利用している

	自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会している	系列会社のシステムを利用している	信用情報機関の専用端末を利用している
全体	103	109	848
法人	100	105	628
個人	3	4	220

(未回答 n=10)

### 3 対応予定

- 「現状、信用情報機関への加入検討はしていない」と回答した協会員のうち、指定信用情報機関の利用方法に回答している協会員の割合は、48.5% (240社/495社) となっている。
- なお、財産的基礎要件の対応を検討している協会員のうち、「信用情報機関への加入を検討していない」と回答した協会員の割合は、13.0% (62/478) となっている。

図表3-20 「加入していない」協会員の今後の対応予定

(n=1,123)

	信用情報機関への加入の 検討・準備を行っている	信用情報機関が指定を受 けた後、準備する	現状、信用情報機関への 加入検討はしていない
全 体	213	358	495
個 人	84	189	214
法 人	129	169	281
残高0	42	12	45
1円超～5千万円	28	57	69
5千万円超～1億円	25	25	35
1億円超～5億円	18	51	55
5億円超～10億円	5	8	28
10億円超～100億円	11	13	39
100億円超～500億円	0	3	7
500億円超～1,000億円	0	0	1
1,000億円超～5,000億円	0	0	2
5,000億円超	0	0	0

(未回答 n=57)

図表3-21 〈参考〉「加入していない」協会の4条施行後の信用情報機関の利用方法

(n=1,123)

	自社システムを保有し、 指定信用情報機関へパッ チ照会する	系列会社のシステムを利 用する	指定信用情報機関の専用 端末を利用する
全 体	124	90	527
個 人	70	37	253
法 人	54	53	274
残高0	7	7	28
1円超～5千万円	19	16	75
5千万円超～1億円	5	9	47
1億円超～5億円	14	5	75
5億円超～10億円	7	3	17
10億円超～100億円	2	13	26
100億円超～500億円	0	0	5
500億円超～1,000億円	0	0	1
1,000億円超～5,000億円	0	0	0
5,000億円超	0	0	0

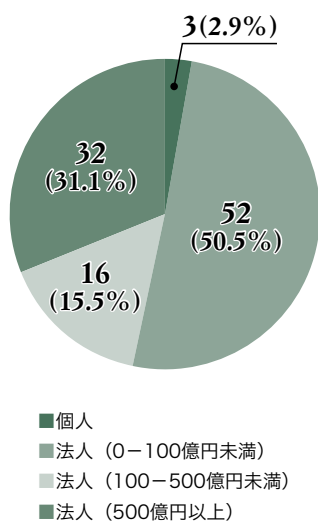
(未回答 n=382)



#### 4 システム対応の状況

- 現状「自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会している」ないし、「今後その予定がある」と回答した協会の進捗状況及び課題等に関するヒアリングの回答結果は、次の通りである。

図表3-22 本項への回答社数と内訳



(n=103)

合計	個人	法人	残高規模 (億円)		
			0-100未満	100-500未満	500以上
103	3	100	52	16	32

図表3-23 信用情報機関主催の説明会等への参加状況

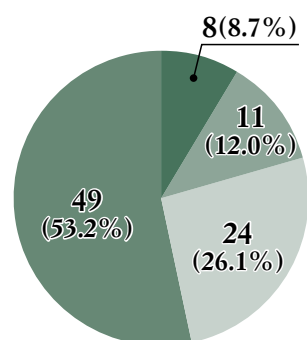
(n=100、法人のみ)

	件数
a. 加入している機関全てに出席した	62
b. 主要機関のみ出席した	24
c. 出席していない	2
d. 今後の信用情報機関の説明会があれば参加したい	30
e. 未回答	5

(注) 重複回答があるため、nは一致しない

指定信用情報機関への加入意向について回答のあった協会のうち、どの指定信用情報機関へ加入するか未定であると回答した割合は、53.2%（49社/92社）であった。

図表3-24 指定信用機関への加入意向



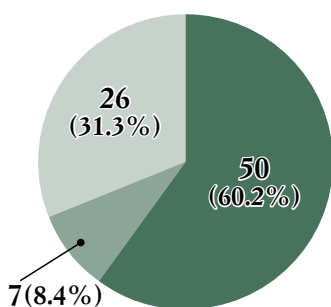
■ a. 全ての機関に加入する ■ b. 2つの機関に加入する  
■ c. 1つの機関にのみ加入する ■ d. 現状では未定である

(n=100、法人のみ)

	件数	構成比
a. 全ての機関に加入する	8	8.7%
b. 2つの機関に加入する	11	12.0%
c. 1つの機関にのみ加入する	24	26.1%
d. 現状では未定である	49	53.2%

(未回答 n=8)

図表3-25 システム対応の進捗状況



■ a. 準備中 ■ b. 開発・更改を発注済  
■ c. 未定

(n=100、法人のみ)

	件数
a. 準備中	50
b. 開発・更改を発注済	7
c. 未定	26

(未回答 n=17)

図表3-26 システム化における影響度合

(n=100、法人のみ)

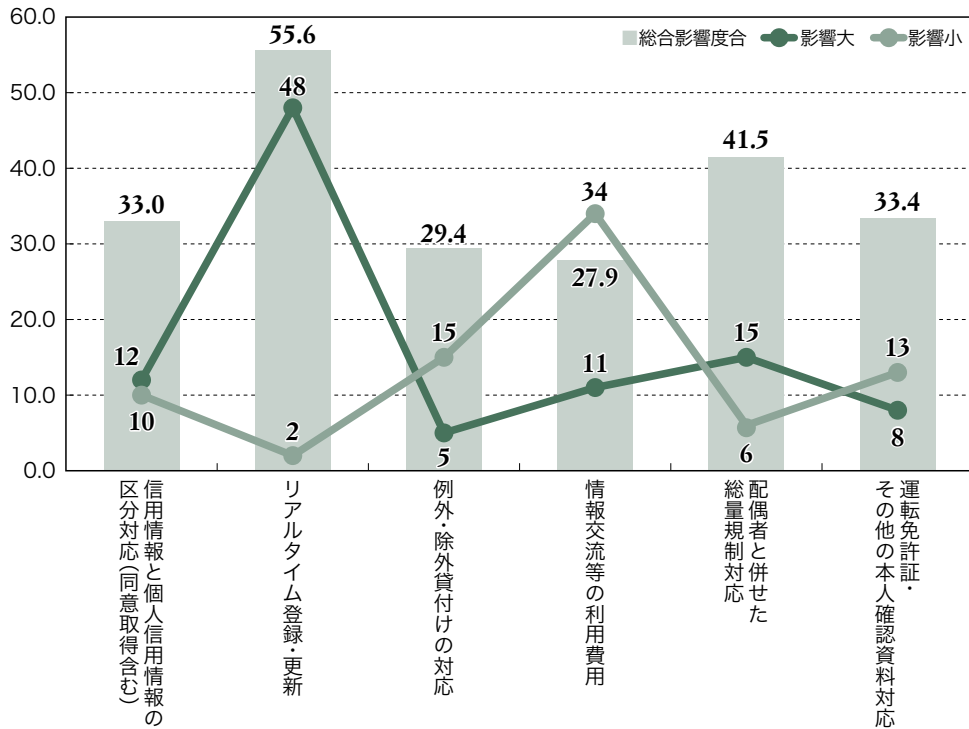
	最も影響が大きいと回答した社数	最も影響が少ないと回答した社数	総合影響度合 (注2)
信用情報と個人信用情報の区分対応 (同意取得含む)	12	10	33.0
リアルタイム登録・更新	48	2	55.6
例外・除外貸付の対応	5	15	29.4
情報交流等の利用費用	11	34	27.9
配偶者と併せた総量規制対応	15	6	41.5
運転免許証・その他の本人確認資料対応	8	13	33.4

(注1) 未回答および重複回答があるため、nは一致していない。

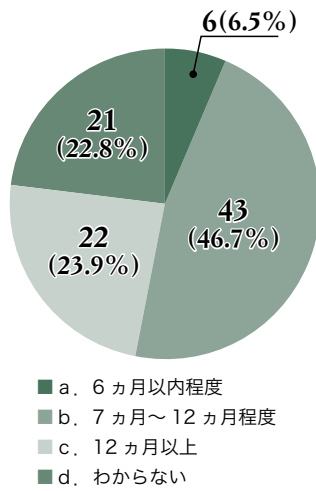
(注2) 総合影響度合

回答票では、上記6項目の想定される影響につき、影響度合いの順位付けを行った。その順位(1~6)を項目ごとに加算後、逆数にしたもの。数字が大きいほど影響度合いが大きい。(逆数に、10,000を乗じている)

図表3-27 総合影響度合



図表3-28 システム開発に要する期間



(n=100、法人のみ)

想定期間	合計	残高規模 (億円)		
		0-100未満	100-500未満	500以上
a. 6ヵ月以内程度	6	4	0	2
b. 7ヵ月～12ヵ月程度	43	18	7	18
c. 12ヵ月以上	22	6	7	9
d. わからない	21	17	1	3

(未回答 n=8)

## 7 その他

アンケートの最後では、自由記入欄を設け、「3条・4条施行に係る、体制整備上の課題等について」をヒアリング。その結果の要約は以下の通りとなった。

図表3-29 アンケート票自由記載欄の意見集約

(n=329)

分類	主な内容	割合 (%)
指定信用情報機関制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●どこが指定信用情報機関になるのか早急に示してほしい。</li> <li>●福利厚生の一環として社員を対象に貸付けをしているので、信用情報機関を利用する必要性はない。</li> <li>●信用情報機関の情報交流のためのデータフォーマットがまだ示されておらず、システム開発が間に合うか心配である。</li> <li>●今までにコンピューターを利用したことがなく、まったく理解できない。</li> <li>●過去に信用情報機関へ加入申込みをしたが、入会できなかった。</li> </ul>	29.6%
財産的基礎要件引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4条施行の5千万円までの引上げは、ヤミ金が増えるだけだと思う。(2千万円までが、適当ではないか?)</li> <li>●地方の零細企業でも多少なりとも地域社会に対して貢献してきたと思う。</li> <li>●もっと中小企業の立場を考慮してほしい。</li> <li>●財産的基礎要件引上げの猶予期間を延長してほしい。</li> <li>●財産的基礎要件の引上げは、明らかな憲法違反だと思う。</li> </ul>	19.2%
廃業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3条・4条施行のため、廃業する。</li> <li>●わずかな貸出しで営んでいる個人事業者では、体制の整備は困難である。(その時点で廃業を検討)</li> </ul>	16.2%
日本貸金業協会 (要望・その他等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協会で、もっと制度等に関する説明会を実施してほしい。</li> <li>●過払い金返還の件で、協会に業者側の視点から広報活動等を行ってほしい。</li> <li>●協会からの書類提出の依頼が多すぎて業務に支障をきたしてしまう。</li> <li>●わかりやすいマニュアル(関連法令集)等を作ってほしい。</li> </ul>	11.3%
貸金業務取扱主任者 資格試験制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各都道府県ごとに試験開催地を設けてほしい。</li> <li>●日程等の情報をもっと早めに知らせてほしい。</li> <li>●試験内容が難しいと言われているので、現在の貸金業務取扱主任者資格を有している者に対しては、多少の考慮をしてほしい。</li> </ul>	10.4%
総量規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総量規制に関するわかりやすいマニュアル等を作成してほしい。</li> <li>●総量規制について 長期利用者の書換えができない場合、元金回収が難しい。</li> <li>●総量規制が導入されれば、業者側の残高も減少するし、資金需要者も困ると思う。</li> </ul>	10.1%
上限金利の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●見直し規定において、上限金利の改定をお願いしたい。</li> </ul>	3.0%
事前書面交付義務の導入等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運用方法等を詳しく教えてほしい。</li> </ul>	2.4%
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3条・4条施行で貸金業を廃業する人が多くなり、その分ヤミ金が増えていると思う。</li> <li>●法改正に伴うシステム開発が進んでいない等・他</li> </ul>	20.1%

(注1) 重複回答があるため、nは一致していない

(注2) 割合 (%) は、回答のあった協会員数 (n = 329) に対するもの

図表3-30 〈参考〉自由記載欄に回答した協会の業態区分・残高規模

(n=329)

業 態 区 分		合計		個人	法人	残高規模（億円）				
		128	38.9%			67	61	0-100	100-500	500
								未満	未満	以上
	消費者向無担保貸金業者	128	38.9%	67	61	55	1	5		
	消費者向有担保貸金業者	24	7.3%	6	18	17	0	1		
	消費者向住宅向貸金業者	9	2.7%	0	9	8	0	1		
	事業者向貸金業者	73	22.2%	8	65	57	5	3		
	手形割引業者	16	4.9%	0	16	16	0	0		
	クレジットカード会社	20	6.1%	0	20	14	2	4		
	信販会社	12	3.6%	0	12	6	3	3		
	流通・メーカー系会社	8	2.4%	0	8	4	2	2		
	建設・不動産業者	6	1.8%	1	5	5	0	0		
	質屋	0	0.0%	0	0	0	0	0		
	リース会社	9	2.7%	0	9	8	0	1		
	日賦貸金業者	7	2.1%	5	2	2	0	0		
	不明（未回答・他）	17	5.2%	11	6	6	0	0		
	合計	329	100.0%	98	231	198	13	20		